

月報だより

月報だよりの原稿は毎月 20 日締切、翌月に発行の「天文月報」に掲載致します。校正をお願いしておりますので、締切日よりなるべく早めにお申し込み下さい。

e-mail で gpjimu@tenmon.or.jp宛、なお、原稿も必ず 0422-31-5487迄 Fax でお送り下さい。

研究会・集会案内

「スター・ウィーク ~星空に親しむ週間~」

★日時：1999年8月1日～7日★

「バード・ウィーク（愛鳥週間）があるなら、スター・ウィークがあってもいい」そんなアイデアをもとに、1995年から「スター・ウィーク ~星空に親しむ週間~」を始めました。毎年8月1日～7日の一週間をスター・ウィークとし、「子どもから大人まで幅広く星空に親しんでもらおう！」という趣旨のキャンペーンです。

8月という夏休み期間中に天文イベントを実施することで、普段、夜間には外出しにくい小学生や中学生にも実際の星空を眺めてもらう機会を提供することができます。広い意味での理科教育、生涯教育の一環として、また、普段以上に親子の触れ合いをする機会としても意義ある企画と考えております。

今年も、5周年を迎える「スター・ウィーク ~星空に親しむ週間~」を、8月1日～7日に設定して、キャンペーンを行います。夏休み期間中の星・宇宙に親しむ趣旨で行われるイベント（天体観望会、講演会、工作教室など）や、プラネタリウム投影など情報を頂ければ幸いです。お寄せいただいた情報は、ウェブページに公開すると共に、各マスコミへ知らせる予定です。尚、5月7日(金)迄にご連絡頂ければ、実行委員会で作成するポスターに団体名を掲載させて頂きます。このポスターは情報を提供していただいた団体を始め、各マスコミにも配布いたします（5月7日までにイベント等が決まらない場合でも、先んじてその旨をご連絡頂き、決定後詳細をご連絡頂ければ、ポスターに掲載する事が出来ます）。

以上の趣旨のご理解とご協力をお願いします。

なお、事務局職員が常駐しているわけではありませんので、お問い合わせは、極力、郵便、FAXまたは電子メールでお願いいたします。

問い合わせ先

スター・ウィーク 1999 実行委員会

事務局：国立天文台天文情報公開センター広報普及室内

〒181-8588 東京都三鷹市大沢 2-21-1

電話：0422-34-3688

FAX：0422-34-3810

e-mail: starweek@pub.mtk.nao.ac.jp

URL = <http://www.nao.ac.jp/pio/starweek/>

人事公募結果

1. 掲載号
2. 結果（前所属）
3. 着任時期

東京工業大学理工学研究科

1. 第91巻9号
2. 椎野 克（京大・基礎物理学研究所）

東京大学大学院理学系研究科天文学専攻教官

1. 第91巻7号
2. 牧野 淳一郎（東大総合文化研究科助教授）
3. 1999年4月1日

その他の

第40回科学技術映像祭入選作品決定

昭和35年から始められ、今回で40回目を迎えた科学技術映像祭の入選作品15作品が決定。今回国立天文台の製作した、『電波でさぐる宇宙』が科学技術庁長官賞を受賞した。

この作品は、光ではなく電波で観測した宇宙像を、天文学に携わる人々のインタビューと再現ドラマをキーにわかりやすく解説している。

電波望遠鏡で観測される電波を発しているものは、実は分子で、真空中で何もないと思われがちな宇宙空間には、様々な分子が存在していることがわかる。さらに、これらの分子を電波で調べることにより、天体の運動の様子や、星の進化までをも観測することができる。

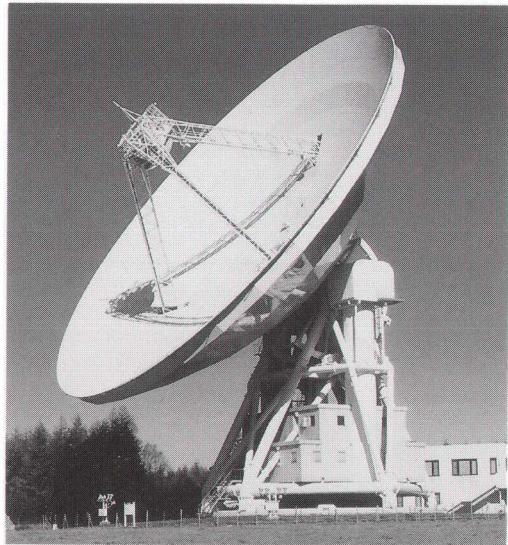
同作品は今後、4月22日大阪、4月29日・5月1日仙台、5月5日旭川、6月12日・13日新潟、9月25日九州、9月25日・26日富山などの科学館で上映される予定。

問い合わせ先：日本科学技術振興財団 振興部

TEL: 03-3212-2454

ホームページ URL:

<http://www.jsf.or.jp/shinko/>



〈45m 電波望遠鏡〉

星空市場**〈質問〉****入会案内及び定款についてお尋ねします。**

Vol.91, No.9表紙裏の入会案内Bにおいて、正会員と準会員との区別が明確ではありません。「準会員は総会において議決権を持たない」と明記すべきでしょう。また、初めの「日本天文学会は天文学の進歩及び普及することを目的とした・・・」は正しい日本語ではありません。定款第4条と同じにすべきでしょう。

定款第6条の正会員・準会員の定義は抽象的です。それぞれの権利と義務を明記した方がよいでしょう。準会員の「準」には第10条第2項のような使い方もあるので、定款では準会員の権利をことさらばかしてあるように見えます。第42条上から7行目「過半数をもって決し」は「過半数をもって決し」でしょう。

佐藤明達（東京都）

〈回答〉

平成10年10月29日付け、および、平成10年12月19日付けの佐藤様のお手紙で述べられた「入会案内において、正会員と準会員の区別が明確ではない」、「定款第6条の正会員・準会員の定義は抽象的であるので、それぞの権利と義務を明記した方がいい」というご指摘について、平成11年1月15日に開催された日本天文学会理事会で議論を行いました。

まず後者の点ですが、ご指摘の点が否めないことを理事会では確認しました。しかし、「正会員の権利と義務」については定款をよく読んでいただければご理解いただけるものと考えています。これに伴う定款第6条の改訂ですが、簡単ではありません。これは、定款の制定・改訂は文部省との協議事項であること、そして、現定款は平成8年12月に文部省の指導の元で改訂したばかりであるからです。改訂するとしてもう少し先でなければ文部省も受け付けないのではないかと予想されます。

しかし、ご指摘のように「入会案内において、正会員と準会員の区別が明確ではない」ことを見過ごすことは